

## 岩手県告示第 295 号

都南の園設置条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 76 号。以下「条例」という。）附則第 3 項の規定により、岩手県立療育センター（以下「センター」という。）の利用料金を次のとおり承認した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増田 寛也

1 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に定める点数を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とする。

(1) 条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料金

算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する診療科にあっては医科点数表、算定方法別表第 2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあっては歯科点数表により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。

(2) 健康診断料

医科点数表を適用する診療科にあっては医科点数表第 1 章基本診療料第 1 部初・再診料第 1 節初診料に準じて算定した点数（以下「初診料の点数」という。）、歯科点数表を適用する診療科にあっては歯科点数表第 1 章基本診療料第 1 部初・再診料第 1 節初診料に準じて算定した点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する診療科にあっては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあっては歯科点数表に準じて算定した点数を加えた点数）に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。

(3) 予防接種料（次項に規定する予防接種に係るものを除く。）

使用した薬剤の購入価格を 10 円で除して得た数に相当する数の点数に、初診料の点数と医科点数表第 2 章特掲診療料第 6 部注射通則及び第 1 節注射料に準じて算定した点数を加えた点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。

(4) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1 通 315 点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1 通 189 点

(b) 連記式のもの 1 人につき 105 点

(イ) 死亡診断書 1 通 315 点

(ウ) その他の診断書

a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1 通 315 点

b その他の診断書 1 通 525 点

イ 証明書

(ア) 交通事故に係る証明書 証明期間 1 月につき 315 点

(イ) その他の証明書

a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の複雑な証明書 1 通 315 点

b その他の証明書 1 通 105 点

ウ 診療録の開示文書の写し 1 枚につき 1 点

(5) 歯科点数表算定外歯冠修復及び欠損補てつ料（金合金、白金加工、金属床、ポーセレン等保険給付外の材料を使用する歯冠修復及び欠損補てつ料をいう。）

知事が別に定める点数とする。

- 2 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条又は第 6 条の規定に基づく予防接種及び母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定に基づく健康診査の利用料金の額は、当該予防接種又は健康診査に要する費用を基準として算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の範囲内で、当該予防接種又は健康診査を行う都道府県又は市町村と条例第 2 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）との契約により定められる額とする。
- 3 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料金の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。
- 4 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 12 第 2 項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用に係る利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

（1）食事の提供に要する費用

区分	単位	利用料金
食事提供加算（I）に係る単位数が加算される場合	1 食につき	円 230
食事提供加算（II）に係る単位数が加算される場合	1 食につき	70
食事提供加算に係る単位数が加算されない場合	1 食につき	535

備考 「食事提供加算（I）」、「食事提供加算（II）」及び「食事提供加算」とは、それぞれ児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準に規定する食事提供加算（I）、食事提供加算（II）及び食事提供加算をいう。

（2）日用品費

実費相当額

- 5 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 43 条第 2 項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は同法第 44 条第 2 項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用に係る利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

（1）食事の提供に要する費用

区分	単位	利用料金
食事提供体制加算に係る単位数が加算される場合	朝食	円 255
	昼食	299
	夕食	306
食事提供体制加算に係る単位数が加算されない場合	朝食	457
	昼食	535
	夕食	548

備考 「食事提供体制加算」とは、障害者自立支援法第 29 条第 3 項の厚生労働大臣が定める基準に規定する食事提供体制加算をいう。

（2）光熱水費

区分	単位	利用料金
短期入所の場合	1 日につき	円 328

施設入所支援の場合	1日につき（月の途中で入所し、又は 退所する場合に限る。）	328
	1月につき	

(3) 日用品費

実費相当額

6 条例第4条第1項に規定する地域生活支援サービスに係る利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 基本料金

障害者自立支援法第77条第1項又は第3項に規定する事業を実施する市町村と指定管理者との契約により定められる額

(2) 食事の提供に要する費用

区分	単位	利用料金
朝食	1食につき	円 457
昼食	1食につき	535
夕食	1食につき	548